二　AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両

［号を削る。］

中型仮免許	一　AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの） 二　［略］

［12・13　略］

（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号、第三号又は第四号に定める成績とする。

別表第三（第三十二条関係）

一　［略］

二　コースの形状及び構造に関する基準

［略］	備考 ［一～四　略］ 五　大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行する教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。 六　［略］

二　第一項に規定する方法により行う技能試験（AT自動車を使用して行うものを除く。）にあつては、特定普通免許標準試験車両

三　第二項に規定する方法により行う技能試験にあつては、乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの

中型仮免許	一　AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者については、乗車定員一一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの） 二　［同上］

［12・13　同上］

（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四　令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号から第四号までに定める成績とする。

別表第三（第三十二条関係）

一　［同上］

二　［同上］

［同上］	備考 ［一～四　同上］ 五　中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行する教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。 六　［同上］